



長野県告示第398号

令和6年3月29日専決処分した令和5年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部 守一

令和5年度長野県一般会計補正予算(第7号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	247,982,827	1,059,674	249,042,501
2 地方消費税清算金	107,370,785	△ 7,916	107,362,869
3 地方譲与税	39,439,001	3,162,405	42,601,406
5 地方交付税	217,161,403	2,121,923	219,283,326
6 交通安全対策特別交付金	598,000	△ 94,859	503,141
9 国庫支出金	168,866,145	741,781	169,607,926
12 繰入金	18,801,452	△ 1,700,000	17,101,452
14 諸収入	178,212,373	77,697	178,290,070
15 県債	102,686,000	△ 440,000	102,246,000
歳入合計	1,106,303,242	4,920,705	1,111,223,947

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	55,387,163	5,032,939	60,420,102
3 民生費	140,790,224	△ 579,662	140,210,562
4 衛生費	44,149,370	△ 25,738	44,123,632
5 労働費	2,717,644	△ 84,100	2,633,544
6 環境費	6,771,976	△ 156,921	6,615,055
7 農林水産業費	44,748,568	△ 4,108	44,744,460
8 商工費	184,523,416	△ 119,300	184,404,116
9 土木費	159,460,847	1,566,879	161,027,726
10 警察費	44,720,154	△ 17,552	44,702,602
11 教育費	187,082,204	△ 167,860	186,914,344
12 災害復旧費	7,509,753	△ 144,888	7,364,865
13 公債費	122,493,820	△ 240,754	122,253,066
14 諸支出金	104,399,351	△ 138,230	104,261,121
歳出合計	1,106,303,242	4,920,705	1,111,223,947

2 地方債補正

防災行政無線整備事業費ほか12件 限度額 △ 440,000 千円

財政課

長野県告示第399号

令和6年7月5日成立した令和6年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部 守一

令和6年度長野県一般会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	115,605,557	1,203,355	116,808,912
13 繰越金	1	713,999	714,000

14	諸	収	入	165,563,066	58,673	165,621,739	
15	県	債		68,001,000	1,071,000	69,072,000	
	歳	入	合	計	999,112,547	3,047,027	1,002,159,574
(2) 歳出							
	款			補正前の額	補正額	計	
2	総	務	費	42,379,697	72,539	42,452,236	
3	民	生	費	136,905,276	15,120	136,920,396	
4	衛	生	費	24,183,566	512,824	24,696,390	
6	環	境	費	4,699,474	508,752	5,208,226	
8	商	工	費	163,251,504	331,902	163,583,406	
9	土	木	費	110,380,186	336,000	110,716,186	
10	警	察	費	46,884,641	44,638	46,929,279	
11	教	育	費	198,769,373	1,170,351	199,939,724	
14	諸	支	出	金	99,575,703	54,901	99,630,604
	歳	出	合	計	999,112,547	3,047,027	1,002,159,574
2	債務負担行為補正						
	高等学校建設事業			限度額	4,536,250	千円	
3	地方債補正						
	道路事業費ほか1件			限度額	1,071,000	千円	

財政課

長野県告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第401号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡売木村2655の14、2655の23
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第402号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和6年7月12日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
グリーン長野農業協同組合 綿内支所	長野県長野市若穂綿内8496-1	長野県長野市若穂綿内8496-1 グリーン長野農業協同組合 綿内支所

会計課